

栃ト協発第34号  
平成19年6月1日

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会  
会長 関 谷 忠 泉  
(公 印 省 略)

## 平成19年度排ガス適合ディーゼル車代替に係る助成について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営にご協力を戴き厚くお礼を申し上げます。

さて、当協会では自動車NOx・PM法及び首都圏環境条例の対策の一環で標記代替に係る費用に対して一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内いたします。

### 記

1. 申請期間 平成19年6月1日～平成20年2月29日
2. 助成金額 車両総重量8t以上・・・60,000円  
同 8t未満・・・30,000円  
今年度より助成金額が変更になりましたのでご確認願います。
3. 対象車両 平成19年3月1日から平成20年2月29日までに代替した車両  
旧車両：KC 以前の車両  
新車両：新長期規制適合車、ハイブリッド車、天然ガス車等
4. 助成率 6,000千円  
助成率限度に達した時点で打ち切りのなりますので了承願います。
5. 申請要領 別添の様式1Bに必要事項を記入し、旧車両の一時抹消登録証明書(写)  
又は旧車両の現在登録証明書(写) 新車両の自動車検査証(写)を添えて  
トラック協会に申請する。
6. 備 考 会員所有の県内営業ナンバーの代替えであること。  
助成金は、新車両の総重量(8t未満・8t以上)で区分する。  
新車両は車検証交付年月日が平成19年3月1日以降の車両であること。

# 排ガス適合ディーゼル車代替助成金交付要綱

平成15年4月1日制定  
社団法人 栃木県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)が行う、排ガス適合ディーゼル車(以下「適合車」という。)への代替に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

適合車とは、新長期(平成17年)排出ガス規制に適合するディーゼルトラック、及び車両総重量3.5t超の天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造を含む)、ハイブリッド自動車、電気自動車をいう。

2 代替えとは、車両の増減車手続きを簡便に行う方法で「事業用自動車等連絡書」を用いて手続きしているもの、または増減車申請を祝祭日を除き中2日内で行うものをいう。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、適合車への代替えを行った会員事業者とする。

2 会員事業者とは助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。

3 但し栃ト協会費等の未納がある会員は、その限りではない。

## (助成金の交付額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、下表に示すとおりとする。

車両総重量 8t未満	車両総重量 8t以上
30,000円	60,000円

新たに購入した車両を対象とする(但し、天然ガス車は除く)。

## (助成対象車両)

第5条 助成の対象となる車両は会員保有の貨物自動車(貨物運送の用に供する特種車両を含む)であり、栃木県を使用本拠の位置とする車両で型式KC以前のディーゼル車から適合車に代替えする場合に限る。

型式KC以前のディーゼル車

{ 新長期規制適合車  
天然ガス車、電気自動車、  
ハイブリッド車

( 代替えの期間 )

第 6 条 助成金の対象となる車両代替えは、平成 1 9 年 3 月 1 日以降に完了しているもの、また平成 2 0 年 2 月 2 9 日までに完了するものでなければならない。

( 実績報告及び助成金の請求 )

第 7 条 申請事業者は代替えを完了させ、様式 1 B により「排ガス適合ディーゼル車への代替に対する助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」を 2 月末日までに栃ト協に提出しなければならない。

( 助成金の交付 )

第 8 条 栃ト協は、前条の排ガス適合ディーゼル車への代替に対する「助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、申請事業者に対して助成金を交付する。

( 財産の処分の制限 )

第 9 条 事業者は、交付対象となった新車両が 2 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。但しあらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

( 報告 )

第 10 条 栃ト協は、事業者が行う第 7 条の助成等に関して、必要な報告を求めることができる。

( その他必要な事項 )

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、栃ト協が別にこれを定める。

( 附則 )

- 1 . 本要綱は平成 1 5 年 4 月 1 日より適用する。
- 2 . 助成金の送付に係る送金手数料等は、事業者負担とする。
- 3 . 平成 1 6 年 5 月 1 2 日、第 2 条(定義)第 2 項を追加。第 5 条(助成対象車両)を一部変更、第 7 条(交付申請)、第 8 条(交付決定)、第 11 条(申請の変更又は取下げ)を削除。
- 4 . 平成 1 7 年 4 月 1 9 日、第 6 条(代替えの期間)を一部変更。
- 5 . 平成 1 8 年 4 月 1 日、第 2 条(定義)、第 5 条(助成対象車両)を一部変更。
- 6 . 平成 1 9 年 4 月 1 日、第 4 条(助成金の交付額)、第 5 条(助成対象車両)を一部変更。

